

固定資産税の減免等について

1 平成30年度の固定資産税及び都市計画税について

北海道胆振東部地震において一定以上の被害を受けた資産については、被害の状況に応じて固定資産税及び都市計画税の減免を受けられる場合があります。

○家屋

り災証明に記載された「り災の程度」が

「全壊」の場合 「100%減免」

「大規模半壊」の場合 「60%減免」

「半壊」の場合 「40%減免」

○土地

全体の地積に対する被害の地積の割合※が

「80%以上」の場合 「100%減免」

「60%以上 80%未満」の場合 「80%減免」

「40%以上 60%未満」の場合 「60%減免」

「20%以上 40%未満」の場合 「40%減免」

※土地に係る被害の地積の割合は、り災証明書に係る調査とは別に現地調査を行い認定します。

いずれも、対象となる資産の**第3期分及び第4期分が減免**となります。(既に対象納期分が納付済みであっても、減免の対象となります。)

減免を受ける場合には、資産の所有者から減免申請書及び減免事由を確認できる書類を提出していただく必要があります。(臨時総合申請窓口で一括申請書を提出された方は、その申請書の提出をもって減免申請書の提出があったものとみなします。)

2 平成31年度の価格の見直しについて

価格の見直しは原則として3年に1度行っており、次回の見直しは平成33年度となりますが、災害により被害を受けた資産について、被災状況を考慮して平成31年度の価格を見直す場合があります。

平成31年度における価格の見直しは、平成31年1月1日時点で修復されていない資産で次に該当する場合に行うこととなります。

○家屋

「り災の程度」が半壊以上の場合

○土地

平成30年度において土地が上記1の減免の対象となった場合

3 お問い合わせ(清田区の場合)

南部市税事務所

土地の場合…土地係 824-3917、家屋の場合…家屋係 824-3918